

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社TKC 栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地
工事等の名称	松戸市オンライン申請システムサービス利用
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	使用料及び賃借料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	6, 600, 000円
工事等の概要	松戸市オンライン申請システムサービス
随意契約の理由	本件は、オンラインにより市民及び事業者からの行政手続を可能とするためのオンライン申請システム（以下、本システム）を利用するものである。 本システムは、バーチャル「松戸市」の構築を見据えた、市民サービスの大幅な向上や基幹システムとの連携が可能であり、システムの提供にあたっては、LGWAN-ASP ファシリティサービス（LGWAN という非常にセキュアなネットワークを介した機器設置等）の認定や、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）において、評価・登録といった情報セキュリティに関する要件にも対応しており、市民の個人情報等を扱う上でセキュリティ面での安全性も担保されている。 本システムは令和4年10月24日に稼働し、以来、障害の発生もなく安定した稼働状況である。なお、現在約1,400 手続きがシステムに登録されており、利用者登録数は、110,000 人を超え、市民に活用されている。他のシステムを選定した場合、環境構築や現在登録した手続きについて再度登録する必要があることや、本システムで利用者登録をしている市民や事業者へも再度の登録を求めることとなり、職員、利用者の負担

	が増加する。 株式会社 TKC は、本システムの構築事業者であり、オンラインによる各手続きを作成する職員向けの操作研修実施、研修動画・マニュアルの作成、さらに他自治体での導入実績を活かした申請フォームの提供が可能であり、他の事業者で実施した場合にはこれらの支援を受けることは、困難である。 以上のことから、引き続き株式会社 TKC のシステムを活用することが適当といえる。 したがって、「松戸市オンライン申請システムサービス利用」に係る性質及び目的が、競争入札に適しないものと判断し株式会社 TKC を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約することが適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。
--	--